

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）＜抜粋＞

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

別表（第 2 条関係）

2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市教育委員会 評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての 評価、審議等に関する事項